

第8章 消防水利に関する基準

1 消防水利に関する法規定

(開発許可の基準) 抜粋

法第33条第1項

2 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- イ 開発区域の規模、形状及び周辺状況
- ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- ハ 予定建築物等の用途
- ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目) 抜粋

政令第25条

8 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

2 消防水利施設の計画

消防に必要な水利が十分でない場合に設置する貯水施設は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁告示の消防水利の基準に従わなければならない。

(1) 基準の目的

この基準は、消防に必要な最小限度の水利について定める。

(2) 消防水利施設

消防水利施設とは、次に例示するもので、消防法により指定されたものをいう。

- ア 消火栓
- イ 私設消火栓
- ウ 防火水槽
- エ プール
- オ 河川・溝等
- カ 濠・池等
- キ 海・湖
- ク 井戸
- ケ 下水道

3 消防水利施設の給水能力

- (1) 消防水利は、常時貯水量40 m³以上、又は取水可能量が毎分1 m³以上、かつ、40分以上連続給水能力があること。
- (2) 消火栓の呼称65mm口径のものであって、直径150mm以上の水道管に取り付けられていること。ただし、相当の取水能力があると認められる場合は、75mm以上とすることができる。
- (3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したときに(1)の給水能力があること。

4 消防水利施設の配置

(1) 防火対象物から1つの消防水利に至る距離が次表の数値以下となるように配置すること。

表8-1 消防水利に至る距離

用途地域		配置の基準	
		年間平均風速4 m/s未満	年間平均風速4 m/s以上
市街地 及び準 市街地	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	半径100m以下	半径80m以下
	その他の地域	半径120m以下	半径100m以下
市街地又は準市街地以外の 地域でこれに準ずる地域		半径140m以下	

(注) 消防水利の配置は消火栓のみに偏ることのないように考慮すること。

※ 消防力の基準 (平成12年1月20日消防庁告示第1号にて昭和36年消防庁告示第2号を改定) より

○市街地: 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率(街区(幅員4m以上の道路、河川、公園等で囲まれた宅地のうち最小の一団地をいう。以下同じ。)における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合をいう。以下同じ。)がおおむね10%以上の街区の連続した区域又は2以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が10,000人以上のものをいう。

○準市街地: 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000人以上10,000人未満のものをいう。

(2) 次の条件を両方満たす場合、消防水利の取水点から140m以内の部分には、その他の水利を設けなくてもよい。

ア 当該水利が、第8章3(1)に定める水量の10倍以上の能力があること。

イ 取水のため、同時に5台以上の消防ポンプ自動車部署できること。

5 消防水利施設の適合条件(給水能力を除く)

次の各号に適合するものとする。

(1) 地盤面からの落差が、4.5m以下であること。

(2) 取水部分の水深が、0.5m以上であること。

(3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

(4) 吸管投入孔のある場合、その一辺が0.6m以上、又は直径が0.6m以上あること。

6 標識等の設置

消防水利施設には、見やすい場所に標識を設けること。

また、必要に応じて、次のことを行うこと。

- ・ 防火水槽付近は駐車禁止マークを表示すること。
- ・ 防火水槽はチェーンで囲うこと。
- ・ 周囲に対する安全対策を確実にすること。